

業務委託契約書（案）

- 1 業務名 令和8年度キャリア形成支援アドバイザー業務（県立技術短期大学校及び県立高等技術専門学校）
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 令和8年4月15日から令和9年3月18日まで
- 4 委託料限度額 金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）
- 5 契約保証金 免除する
- 6 特約事項
 - (1) 委託料の金額については、仕様書 6 支払額の確定により算出した額とする。
 - (2) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を概算払することができる。
 - (3) 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
 - (4) 受注者は、(3)の規定により概算払を受けたときは、業務委託契約約款第30条第2項の通知に基づき、通知後10日以内に、委託料概算払精算書を発注者に提出する。
 - (5) 受注者は、(4)の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。
 - (6) (5)に定める過払額について、受注者が発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して返還期限の翌日から返納する日までの期間に応じ、返還金額につき年3.0パーセントの割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区基町10番52号
広島県
代表者 広島県知事 横田美香

受注者 所在地
企業・団体名
代表者職氏名